

平成 29 年 10 月 20 日

企業会計基準委員会 御中

北陸瓦斯株式会社

「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」への意見

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 7 月 20 日に公表されました、企業会計基準委員会「収益認識に関する会計基準（案）」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」に関しまして、別紙のとおり、ガス事業者としての意見を申し上げます。

今後の検討におかれまして、ご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

(質問 4) 重要性等に関する代替的な取扱い（収益認識適用指針案第 91 項から第 102 項）に関する質問

本公開草案における IFRS 第 15 号における取扱いとは別の重要性等に関する代替的な取扱いの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

(回答)

同意します。

【要望事項】

ガス事業を営む当社においては、毎月の検針日に収益認識を行っております。当社の意見としては、ガス業界として意見集約された一般社団法人日本ガス協会のコメントレターと同様であります。新基準適用後においてもこの取扱いを継続できるよう適用指針において「代替的な取扱い」として規定いただくなどの措置を講じていただきたく要望いたします。

また、当社固有の補足事項としましては以下記載のとおりであります。

【一般社団法人日本ガス協会の意見の補足事項】

1. ガス販売量見積もりの不確実性

- ・ 検針日から月末日までのガス販売量を見積もる場合において、ガス販売量は気温、需要構成の変化等に大きく左右されるため、これらの変動要素を考慮して見積もりを行うことは困難であります。
- ・ 当社は3月期決算であり、主に新潟県新潟市、長岡市、三条市向けに都市ガスの供給販売を行っておりますが、3月下旬の新潟県地方は未だ寒い時季であり、気温の変動要素を考慮してガス販売量を正確に見積もることは困難な状況です。
- ・ 加えて給湯での利用用途においては水温も無視できない影響要素となっております。信濃川水系を取水源とする当社供給エリアにおいてはその年々の1～2月の信濃川上流域における降雪の多寡による3月の雪解けが水温に影響し、これによる影響を正確に見積もることもさらに困難なものとなっております。

2. 子会社における事務負担の増加

- ・ 当社は、当社のほかに連結子会社5社を含む連結財務諸表提出会社であ

りますが、この連結子会社の中にも都市ガス事業を営む比較的規模の小さい子会社が1社あります。適用指針における代替的な取扱いとして検針日基準の適用が認められないとなると、上述した見積りの不確実性に加え、現時点では想定も出来ない事務負担に対し、引き続き能率的な経営の下における適正なガス料金を維持できるか大きく危惧しているところであります。

以 上